

地域主権戦略会議 運営要領（案）

地域主権戦略会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会議は、報道陣に公開するものとする。ただし、副議長が特に必要と認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないものとするができる。
3. 会議の議事要旨及び議事録を公表する。ただし、副議長が特に必要と認めるときは、議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。